

滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定

滋賀労働局長（以下「甲」という。）と滋賀県知事（以下「乙」という。）は、飛散性の高い石綿建材が用いられた建築物等の解体工事（以下「石綿解体工事」という。）に伴う労働者の危険の防止および周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図るため、甲の有する労働安全衛生法に基づく届出情報を乙に提供するとともに、乙の有する大気汚染防止法および建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出情報を甲に提供することについて次のとおり協定を結ぶものとする。

記

（目的）

第1条 この協定は滋賀県内における飛散性の高い石綿建材が用いられた建築物及び工作物の解体工事に伴う石綿の飛散防止・ばく露防止対策の徹底を図ることによって、県民の健康に係る安全・安心な生活を守ることを目的とする。

（情報提供）

第2条 甲は、別表に定める県内の各労働基準監督署の管轄区域において、労働安全衛生法による届出情報のうち別途定める情報を乙に対し提供するものとする。

2 乙は、別表に定める滋賀県各機関の管轄区域において、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出情報および建設リサイクル法に基づく届出情報のうち、石綿付着物等にかかる届出情報を得た場合には、当該届出情報のうち別途定める情報を甲に対し提供するものとする。

（情報提供の方法）

第3条 前条の規定により甲から乙、乙から甲への情報提供の方法は、連絡票を作成し、ファクスにより行うものとする。但し、緊急の場合は電話又は電子メールにより情報提供を行うことができるものとする。

2 甲から乙、乙から甲への情報提供先については、提供情報にかかる区域に応じ、別表の管轄区分に従って行うものとする。

(石綿の飛散防止・ばく露防止対策)

第4条 甲および乙は、前2条の規定により提供を受けた情報を活用して、石綿の飛散防止・ばく露防止のための連携した取組を進めるものとする。

(目的外利用の禁止)

第5条 甲および乙は、それぞれ相手方から提供を受けた情報について、目的以外の利用は行わないものとする。

(その他)

第6条 この協定にない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の効力は平成17年9月22日から平成18年3月31日までとする。また、甲、乙双方が同意した場合は効力期間の延長を行うことができるものとし、協定期間満了の1ヶ月前までにその旨を文書で相手方に伝えるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 9月22日

甲 滋賀県大津市御幸町6番6号
滋賀労働局長 辻田

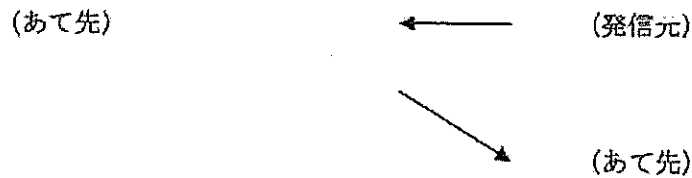
乙 滋賀県大津市京町4丁目1番
滋賀県知事 國松 善

別 表

区 域	労働基準監督署	滋賀県各機関 (大気汚染防止法担当)
滋賀郡	大津労働基準監督署	滋賀県琵琶湖環境部環境管理課
高島市		高島県事務所環境森林整備課
草津市、守山市、栗東市、野洲市		南部振興局環境森林整備課
甲賀市、湖南市	東近江労働基準監督署	甲賀県事務所環境課
近江八幡市、東近江市(旧湖東町、愛東町の区域を除く)、蒲生郡、神崎郡		東近江地域振興局環境課
東近江市(旧湖東町、愛東町の区域)	彦根労働基準監督署	
彦根市、愛知郡、犬上郡		湖東地域振興局環境課
長浜市、米原市、坂田郡、東浅井郡、伊香郡	長浜労働基準監督署	湖北地域振興局環境課

FAX 送信票 (石綿にかかる解体工事等の届出情報)

平成 年 月 日



石綿にかかる解体等工事にかかる届出情報の提供について (送付)

標記のことについて、下記のとおり該当する届出がありましたので情報提供いたします。
 記

1	届出者	
2	工事の場所	
3	工事名	
4	発注者	
5	工事の規模	・ のべ床面積 m^3 ・ 吹付け石綿の面積 m^3
6	全工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7	工事の種類	①解体工事 ②補修、改修工事 (除去・囲い込み・封じ込め)
8	対象石綿材料の種類	①吹付け石綿 ②断熱材、保温材 ③その他 []
9	石綿の飛散等に対する措置の概要	
10	石綿作業着手予定日	平成 年 月 日
11	石綿作業完了予定日	平成 年 月 日
12	石綿廃棄物処分先	
13	事業者連絡先 (現場責任者など)	TEL :
14	各法制度の届出状況 (届出者に確認できた場合のみ)	労働安全衛生法・石綿則 (該当なし・届け済み・届出予定)
		大気汚染防止法 (該当なし・届け済み・届出予定)
		建設リサイクル法 (該当なし・届け済み・届出予定)
15	参考事項など	

注) 各法令の届出情報に基づき、可能な範囲で記入。(該当なし、不明等の場合は空欄で可。)

「滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定」に係る情報の提供に関する覚書

滋賀労働局（以下、「甲」という。）と滋賀県（以下、「乙」という。）は、「滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定」に基づき相互に届出情報の提供を行うにあたり、守秘義務との関係、及び、当該情報に係る個人情報および情報公開の取扱いについて、次のとおり覚書を交換する。

記

（守秘義務との関係）

第1条 「滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定」（以下、「協定」という。）に基づく情報提供は、「県民の健康に係る安全・安心な生活を守ること」（協定第1条）を目的としており、人の生命、健康、生活を保護するために必要であると認められることから、国家公務員法第100条第1項および地方公務員法第84条に抵触しないものと判断する。

2 甲および乙は、提供された情報について、各々が所掌する法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で適切かつ健全に活用することとする。

（個人情報を含む届出情報の提供）

第2条 甲および乙は、協定に基づき提供しようとする届出情報に、個人情報が含まれる場合には、協定第1条、第4条および第5条に定める利用目的と利用範囲が明確であり、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務または業務の遂行に必要な限度で提供された個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当な理由がある場合であることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定および滋賀県個人情報保護条例第8条第1項但し書きに該当するものと判断し、該当する当該個人情報を含む届出情報の提供が可能であるものとする。

2 前項に規定する届出情報に係る個人情報とは、当該届出情報の届出者が個人である場合の届出者名および事業者連絡先の現場責任者名等、特定の個人を識別することができる情報をいうものとする。

（提供を受けた文書等の取扱い）

第3条 甲および乙は、協定に基づきFAX等により情報提供を受けた場合は、当該情報を台帳に転記するものとし、転記後、速やかに受信したFAX送信票を廃棄するものとする。

(提供を受けた情報に係る公文書公開請求の取扱い)

第4条 前条において作成した台帳は、甲においては情報公開法に定める「行政文書」、乙においては、滋賀県情報公開条例に定める「公文書」として管理する。

2 甲および乙は、各々、相手方から提供を受けた情報に係る公文書公開請求について事前相談を受けた場合および公文書公開請求を受けた場合には、速やかに情報提供元に対し、当該公文書公開請求の内容（公開請求者に関する情報は除く。）等について連絡・調整するものとする。

(その他)

第5条 この覚書にない事項またはこの覚書に定める事項に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(覚書の効力)

第6条 この覚書は、平成17年9月22日から有効であるとし、協定の効力が消滅した時点で効力を失するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年9月22日

甲 滋賀県大津市御幸町6番

滋賀労働局労働基準部長

乙 滋賀県大津市京町4丁目

滋賀県琵琶湖環境部長

滋賀県土木交通部長

滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定の一部改正について（覚書）

滋賀労働局長（以下「甲」という。）と滋賀県知事（以下「乙」という。）は、滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（平成 17 年 9 月 22 日締結）第 6 条に基づき、甲、乙協議により下記のとおり別表を改正する。

記

別 表

区 域	労働基準監督署	滋賀県各機関 (大気汚染防止法担当)
高島市	大津労働基準監督署	高島環境・総合事務所環境課
草津市、守山市、栗東市、野洲市		南部環境・総合事務所環境課
甲賀市、湖南市	東近江労働基準監督署	甲賀環境・総合事務所環境課
近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町		東近江環境・総合事務所環境課
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	彦根労働基準監督署	湖東環境・総合事務所環境課
長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町		湖北環境・総合事務所環境課

この覚書の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 19 日

甲 滋賀県大津市御幸町 6 番 6 号
滋賀労働局長 齋藤文昭

乙 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 3 号
滋賀県知事 嘉田 由紀